

別紙

調査基準価格及び最低制限価格の算定におけるスクラップ控除額等の取扱いについて

藤枝市建設工事競争入札等事務取扱規程による「調査基準価格及び最低制限価格」の規定の運用について、調査基準価格及び最低制限価格の算定に当たっては、下記の点に留意してください。

1. 取扱い

設計書にスクラップ控除額その他これに類する控除額が計上されている場合、当該控除額は予定価格の算定において控除しますが、調査基準価格及び最低制限価格の算定においては控除しません。

2. 本取扱いの位置付け

本取扱いは、調査基準価格及び最低制限価格の算定方法を改正するものではなく、スクラップ控除額その他これに類する控除額が計上されている場合の算定上の取扱いを明確化するものです。